平成27年5月12日

第26回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会会議録

塩竈 市議 会事務局

第26回東日本大震災復旧·復興調查特別委員会会議録

平成27年5月12日(火曜日)午後4時00分開会

出席委員(17名)

委員長 志賀勝利君

副委員長 鎌田礼二君

委 員 浅野敏江君

嶺 岸 淳 一 君

香 取 嗣 雄 君

西 村 勝 男 君

志子田 吉 晃 君

佐藤英治君

小 野 絹 子 君

曽我ミヨ君

小 野 幸 男 君

田中徳寿君

阿 部 かほる 君

菊 地 進 君

伊藤 栄 一 君

高橋卓也君

伊勢由典君

欠席委員 (なし)

説明のため出席した職員

なし

事務局出席職員氏名

事務局長安藤英治君議事調査係長鈴木忠一君議事調査係主事片山太郎君

会議に付した事件

- 1. 証人喚問について
- 2. 記録の提出拒否に対する告発の件
- 3. 記録の提出について

午後 4時00分 開会

○志賀委員長 ただいまから、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は電源を切るようお願いいたします。 また、事前に委員長にお申し出いただいた方以外の撮影及び録音については許可いたしませ んので、ご協力お願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時00分 休憩

午後 6時14分 再開

○志賀委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

それでは、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間 報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会委員長の報告を 求めます。

菊地委員長。

○菊地小委員会委員長 ご報告いたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会から委任された事件の調査について、平成27年5月 12日火曜日、第8回東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委 員会を開催いたしました。

小委員会では、証人喚問、告発及び記録提出についてを議題とし、調査が行われました。

委員による議論の結果、地方自治法第100条第1項に規定する証人喚問及び記録提出について、同条第9項に基づく記録の提出拒否に対する告発については、次のとおりとすべきものと決しました。

まず初めに、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、平成27年5月22日金曜日午前9時より、順次、元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長であり和田電気工事株式会社 代表取締役である和田 忠君、同じく副会長であり東華建設株式会社代表取締役である津田清司君、同じく事務局長であり株式会社千葉鳶 代表取締役である千葉勇夫君、同じく事務局であり株式会社晃信建設 代表取締役である和田野 晃君、東北重

機工事株式会社 代表取締役 千葉浩介君を本会議場で開催される東日本大震災復旧・復興 調査特別委員会に証人として出頭を求めるべきものと決しました。

次に、証人に対する尋問事項について、委員長からの共通尋問事項及び各委員からの尋問事項について、お手元にご配付しております資料のとおりとすることで決しました。

まず、委員長からの共通尋問事項。

証人

証人1:元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について
- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- (7)数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- ⑧積込量と運搬量が大きく異なるのは何を意味するのか

次に、調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について
- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- ⑦数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- ⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について
- ⑥原本資料の資料要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- (7)数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- **⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか**

調査事項4. 有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する 事項

証言を求める事項

- ①不適切な処理とは、具体的にどのような作業なのか
- ②不適切な処理と判断したその理由
- ③どのような処理が正しいのか
- ④宮本産業株式会社「プレスC」の内容について
- ⑤有限会社中沢組における解体に係る有価物の取り扱いについて
- ⑥株式会社清野工務店における解体に係る有価物の取り扱いについて

次に、証人

和田電気工事株式会社 代表取締役 和田 忠

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

①請求事務に係る帳票等の流れについて

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

①請求事務に係る帳票等の流れについて

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

①請求事務に係る帳票等の流れについて

次に、証人

元塩竈市災害復旧連絡協議会 副会長 津田清司

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について

次に、証人

東華建設株式会社 代表取締役 津田清司 調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項 証言を求める事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する資料が不十分な件について

1つ、コピーを提出したのはなぜなのか

1つ、重機に係る明細がないのはなぜか

調査事項 2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項 証言を求める事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する資料が不十分な件について

1つ、コピーを提出したのはなぜか

1つ、重機に係る明細がないのはなぜか

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項 証言を求める事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する資料が不十分な件について

1つ、コピーを提出したのはなぜか

1つ、重機に係る明細がないのはなぜか

次に、証人

元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長 千葉勇夫

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について

- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- ⑦数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- ⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について
- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- ⑦数量の大幅な食い違いはどこから生じたのか
- **⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか**

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について
- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- (7)数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- **⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか**

調査事項4. 有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する 事項

証言を求める事項

①不適切な処理とは、具体的にどのような作業なのか

- ②不適切な処理と判断したその理由
- ③どのような処理が正しいのか
- ④宮本産業株式会社「プレスC」の内容について
- ⑤有限会社中沢組における解体に係る有価物の取り扱いについて
- ⑥株式会社清野工務店における解体に係る有価物の取り扱いについて

証人

株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する請求明細書がないのはなぜか

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する請求明細書がないのはなぜか

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する請求明細書がないのはなぜか

証人

元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局 和田野 晃

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について

- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- (7)数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- ⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について
- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- (7)数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- ⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

- ①元塩竈市災害復旧連絡協議会総会の決算と協議会における七十七銀行の入金及び出金について
- ②請求書と内訳表との食い違いについて
- ③がれき運搬業務について
- ④請求事務に係る帳票等の流れについて
- ⑤七十七銀行の照合表の明細について
- ⑥原本資料の提出要求に対し、なぜコピーを提出するのか
- (7)数量の大幅な違いはどこから生じたのか
- ⑧積込量と運搬量が大きく異なることは何を意味するのか

証人

株式会社晃信建設 代表取締役 和田野 晃

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する請求明細書がないのはなぜか 調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項 証言を求める事項
- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する請求明細がないのはなぜか 調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項 証言を求める事項
- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- ②諸経費の支出を証明する請求明細書がないのはなぜか 証人

東北重機工事株式会社 代表取締役 千葉浩介 調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項 証言を求める事項

- ①請求事務に係る帳票等の流れについて
- 調査事項 2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項 証言を求める事項
- ①請求事務に係る帳票等の流れについて

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項 証言を求める事項

①請求事務に係る帳票等の流れについて

次に、各委員からの尋問事項については、

証人

元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠 調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項 証言を求める事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について

- 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
- 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- (5)行政の作業指示の件数について(浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
 - 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。その指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図られたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて 調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について(浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
 - 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。そ の指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図 られたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について (浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
 - 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。その指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図られたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて 次に、証人

元塩竈市災害復旧連絡協議会 副会長 津田清司

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

①島民給与について

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

①島民給与について

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

①島民給与について

証人

東華建設株式会社 代表取締役 津田清司

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

証言を求める事項

①航海日誌の有無について

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

①航海日誌の有無について

調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

証言を求める事項

①航海日誌の有無について

証人

元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長 千葉勇夫

調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について (浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
 - 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。そ の指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図 られたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて

調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について(浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
 - 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。そ の指示のもととなる伝票は調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図ら れたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて 調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について(浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は

- 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。そ の指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図 られたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて 調査事項4.有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する 事項

証言を求める事項

- ①報告事項について
 - 4月13日付で提出された平成25年6月14日付監査報告に関する件について
- ②犬飼弁護士の問いに対する回答の内容及び元塩竈市災害復旧連絡協議会の対応について 証人

元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局 和田野 晃 調査事項1. 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について(浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
 - 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。その指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図られたのか。

⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて 調査事項2. 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

証言を求める事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について(浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか
 - 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
 - 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。そ の指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図 られたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについて 調査事項3. 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

- ①島民給与について
- ②事務処理の仕方について
- ③請求書のまとめ方について
 - 1つ、誰が取りまとめを行ったのか
 - 1つ、協議会はなぜ企業の分まで記入したのか
- ④請負企業への発注の仕方と請求の件について
- ⑤行政の作業指示の件数について(浦戸家屋解体業務)
- ⑥家屋の解体について
 - 1つ、寄せ集めの決定は誰が行ったのか

- 1つ、島以外の企業の寄せ集めの指示は
- 1つ、寄せ集めの請求書と当初(例 浦-00019)での作業指示の金額
- ⑦宮本工務店について請求書は協議会の指示どおり作成し、その金額を支払うとのこと。そ の指示のもととなる伝票は、調査事業の内容等をどこの時点で把握し、事業の推進を図 られたのか。
- ⑧業者(企業)としての一連の作業手続、事務処理の仕事、法定帳簿の取り扱いについてとすることに決しました。

なお、お手元にご配付しております七十七銀行の照合表の明細について、証人喚問当日に明 らかとなるよう、事前に元塩竈市災害復旧連絡協議会へその内容を送付いたします。

次に、委員長からの共通尋問時間及び各委員からの尋問時間について審議が行われ、委員長からの共通尋問事項についてはおおむね90分以内とし、各委員からの尋問時間についてはおおむね20分以内とし、各委員の再尋問は委員長の許可により可能とすることに決しました。

次に、証人喚問を行うに当たり、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会証人喚問実施要項を定め実施することについて審議が行われ、お手元にご配布しております要綱(案)のとおり決しました。

次に、同法同条第9項に規定する記録の提示、提出拒否に対する告発について報告いたします。

- 1. 元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠君については、議長から同氏に対し、塩竈市災害復旧連絡協議会の請求明細書に関する記録の提出を請求しましたところ、理由を明示されず、提出されておりません。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発することに決しました。
- 2. 株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫君については、議長から同氏に対し、同社への請求明細書に関する記録の提出を請求しましたところ、明細書がない理由を明示されず、提出されておりません。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発することに決しました。
- 3. 株式会社晃信建設 代表取締役 和田野 晃君については、議長から同氏に対し、同社 への請求明細書に関する記録の提出を請求しましたところ、理由を明示されず、提出されて おりません。本件につきましては、正当な理由がなく提出を拒否しているものと認め、告発 することに決しました。

次に、同法同条第1項に規定する記録の追加要求について報告いたします。

まず、記録の提出を求める者の氏名・住所は、元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長 和田 忠、塩竈市北浜一丁目4番26号です。

次に、事件名は、付議事件(2)「浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項」、付議事件(4)「有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する事項」です。

次に、提出を求める記録は、

- 1. 付議事件(2)「浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項」については、①寄せ集められた家屋解体72件に係る解体指示から業務完了までに関する書類として、
 - 1つ、実施数量指示書
 - 1つ、積算設計書
 - 1つ、精算設計書
 - 1つ、業務報告書

です。

- 2. 付議事件(4)「有価物(鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類)の発生から処分までに関する事項」については、
 - (1) 元塩竈市災害復旧連絡協議会名義の預金口座
 - ①杜の都信用金庫玉川支店
 - 1つ、普通預金照合表
 - 1つ、管理台帳
 - ②その他の預金口座
 - 1つ、普通預金照合表
 - 1つ、管理台帳

であります。

次に、提出期限は、平成27年5月21日木曜日午後5時であります。

以上が本小委員会における証人喚問、告発及び記録提出に係る中間報告の大要であります。 よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、ご報告といたします。東日本大震災復 旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会 委員長 菊地 進。

以上であります。

○志賀委員長 ただいま報告いただきました委員長報告に基づき、まず証人喚問の件を議題とい たします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。証人喚問の件については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、地方自治法第100条第1項に係る4件の付議事件について調査を行うため、来る平成27年5月22日金曜日午前9時より、元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長であり和田電気工事株式会社 代表取締役 和田 忠君、同じく塩竈市災害復旧連絡協議会 副会長であり東華建設株式会社 代表取締役である津田清司君、同じく元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局長であり株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫君、同じく元塩竈市災害復旧連絡協議会 事務局であり株式会社千葉鳶 代表取締役 和田野 晃君、東北重機工事株式会社 代表取締役 千葉浩介君を証人として出頭を求め、お手元にご配付の尋問事項について証人尋問を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀委員長 起立全員であります。よって、証人喚問の件については、証人出頭要求すること に決しました。

次に、記録の提出拒否に対する告発の件を議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。記録の提出拒否に対する告発の件については、東日本大震災復旧・復興 調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり、元塩竈市災害復旧連 絡協議会 会長 和田 忠君、株式会社千葉鳶 代表取締役 千葉勇夫君、株式会社晃信建 設 代表取締役 和田野 晃君は、正当な理由がなく記録の提出を拒否しているものと認め、 告発することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○志賀委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を採決します。

委員長は、本案について、小委員会中間報告のとおり告発すべきものと採決いたします。よって、記録の提出拒否に対する告発の件については、告発することに決しました。

次に、記録の追加要求について議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○志賀委員長 これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。記録の追加要求については、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃 乗物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり提出を求めることに賛成の諸君の起立を 求めます。

[賛成者起立]

○志賀委員長 起立全員であります。よって記録の追加要求については、東日本大震災復旧・復 興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会中間報告のとおり提出を求めることに 決しました。

以上で本日の会議は終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 7時03分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

東日本大震災復旧·復興調査特別委員会委員長 志 賀 勝 利